

## 第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会調査結果を 踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について

令和元年7月18日に農林水産省において「第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」が開催され、発生した豚コレラ（主に23例目～28例目）の感染経路や今後の対策について検討されました。その結果、以下のような飼養衛生管理上の不備が豚舎内へのウイルス侵入要因となった可能性が指摘されました。

- 1 農場の境界にワイヤーメッシュ柵や電柵がされていなかった。
- 2 豚舎に防鳥ネットが適切に設置されていなかった。
- 3 豚舎内外に多数のネズミが確認された。
- 4 農場出入口において、工事関係車両の車両消毒を実施していなかった。
- 5 豚舎毎の長靴の履き替えや作業着や手袋は使用されていなかった。
- 6 母豚を移動する際、豚舎外を歩かせていた。
- 7 給餌車は、石灰帯を通過するのみで、車輪の消毒等は実施せずに豚舎に出入りしていた。

これらのことから、近隣の発生農場由来又は、感染イノシシ由来のウイルスが、人、車両やネズミ等の野生動物の出入りを介して農場内に侵入し、農場内が汚染された場合、豚の移動やネズミ等の野生動物、人や給餌車の出入りを介して豚舎内に侵入した可能性があることが報告されています。

つきましては、以上の点を踏まえ、次の項目について、より一層衛生管理を徹底されるようあらためてお願いします。

（裏面に続く）

- 1 豚舎周囲の除草や木の伐採による緩衝帯の設置、豚舎内外の整理整頓・清掃等により、ネズミ等の野生動物が接近しにくい環境とすること。飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし防止のための清掃消毒、排泄物保管場所や資材保管場所の野生動物侵入防止対策により、野生動物を農場内に誘因しないようにすること。更に豚舎内のネズミの駆除や豚舎への野生動物の侵入防止対策を行うこと。
- 2 農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒、農場に出入りする工事車両や農場の従業員の車両を含めた全ての車両の洗浄・消毒を徹底すること。また、畜舎内での飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化し定期的に教育や訓練を行うこと。
- 3 と畜場への生体出荷車両については、と畜場や農場での車両内外、特に運転席の消毒の徹底、運転手の更衣や長靴の交換等を引き続き実施すること。
- 4 今回の豚コレラは典型的な症状が出にくい場合があることから、発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の症状が認められた場合には、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報を行うこと。また、農場の全従業員に対し周知徹底し、早期通報に努めること。

※「第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」の詳細につきましては下記農林水産省ホームページをご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-253.pdf>



**神奈川県県央家畜保健衛生所**

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

**東部出張所**

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

